

土木工事特記仕様書（H 2 3 年度版）	（改定） 土木工事特記仕様書	区分	備 考
第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 第1節 総 則 特仕 1－1－3 設計図書の照査等 2. 工事管理連絡会の開催工事 受注者は、設計図書において「工事管理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事管理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものとする。 受注者は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が受注者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。	第 1 編 共 通 編 第 1 章 総 則 第1節 総 則 特仕 1－1－3 設計図書の照査等 2. 「現場推進会議」の開催工事 受注者は、設計図書において。「現場推進会議」の開催工事であることを明示された場合は、受注者・設計者・発注者の三者が一同に会し、設計意図、施工に関する課題及びリスクを洗い出し、それらの考え方や方針を共有することにより意志決定の迅速化を図り、生産性を向上させることを目的とした「現場推進会議」を設計図書の照査後を目途に開催する。 但し、状況によっては設計照査前も可能とするものとし、総括監督員の判断で、複数回開催することは妨げない。 なお、受注者発議により開催することができる。		平成24年4月より適用